

原付講習に関する業務の資格認定基準

第1 目的

この基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第6号に規定する原付免許を受けようとする者に対する一般原動機付自転車の運転に関する講習（以下「原付講習」という。）の受託法人の選定に必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

第2 資格認定の申請等

原付講習業務の委託を受けようとする法人には、別記様式第1「原付講習業務の受託資格認定申請書」、別記様式第2「誓約書」及び必要に応じ、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- 1 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- 2 役員の氏名及び住所を記載した名簿
- 3 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）
- 4 委託する原付講習業務に従事する者の経歴を記載した書面のほか、その者が当該事務を行うために必要な能力を有することを証するに足りる書面
- 5 原付講習業務を行う組織の概要（組織体制及び指導員数等）を記載した書面
- 6 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

第3 公安委員会の資格認定

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により石川県公安委員会が、原付講習業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人として認定する場合における当該認定は、別紙「原付講習業務委託資格認定基準」のほか次に掲げる要件を審査して行うものとする。

- 1 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、次に掲げるいずれかに該当する者のいない法人
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為

を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

2 原付講習業務を行うため必要な能力を有する者が置かれている法人

3 原付講習業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織及び経理的基礎を有する法人

第4 資格認定の通知

原付講習業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認めるときは、その法人に対し別記様式第3「原付講習業務の受託資格認定通知書」を交付するものとする。

第5 資格認定の取消し

資格認定を受けた法人が次の事項のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする。

1 第3の要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

2 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

3 原付講習業務を行うのに不適格と思われる事項を認めるとき。

別記様式第1

原付講習業務の受託資格認定申請書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地
 名 称
 代 表 者 の 氏 名

印

原付講習業務の受託資格の認定を申請します。
 なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所 の所在地	電話 () -
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 一般財団法人 4 一般社団法人 5 その他()
(ふりがな) 代表者氏名	

申請者は、下欄には記載しないこと。			
受理年月日	年 月 日	受理番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の名簿及び住所を記載した名簿 <input type="checkbox"/> 従事者の経歴を記載した書面その他能力を証する書面 <input type="checkbox"/> 組織の概要を記載した書面 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表		
備考			

別記様式第2

誓 約 書

当法人は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次に掲げるいずれかに該当する者のある法人

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

石川県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

印

別記様式第3

原付講習業務の受託資格認定通知書

年 月 日

殿

石川県公安委員会

原付講習業務の受託資格の審査をした結果、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する原付講習業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人と認められたので通知する。

原付講習業務委託資格認定基準

要 件	確 認 書 類
<p>1 法人等の設立目的 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款若しくは寄附行為 ・ 登記事項証明書 ・ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
<p>2 原付講習実施に必要な組織、設備及び能力</p> <p>(1) 組織</p> <p>ア 石川県内に本店、支店等（以下「事務所等」という。）を有すること。</p> <p>イ 原付講習を実施するため、業務管理、講習指導員の指導及び監督等を行う体制がとれること。</p> <p>ウ 講習場所（石川県運転免許センター）に講習指導員を必要数配置し、講習を実施できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織表 ・ 指導員体制表 ・ 指導員名簿 （所有する運転免許、指導経験期間が記載されていること。）
<p>(2) 設備</p> <p>講習に必要な「ヘルメット10個以上、ゼッケン10枚以上、雨衣10着以上、カラーコーン(コース設定用)26本以上」を確保できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達資器材一覧表
<p>(3) 能力</p> <p>講習指導員の資格及び要件を満たす講習指導員3人以上を確保できること。</p> <p>(指導員の資格・要件)</p> <p>講習指導員は人格、知識、経験及び教育能力等において適格性があると認められる者で次の事項に該当する者であること。</p> <p>ア 21歳以上の者であること。</p> <p>イ 原動機付自転車を運転することができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上の者であること。</p> <p>ウ 原動機付自転車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者で</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員体制表 ・ 指導員名簿 （所有する運転免許、指導経験期間が記載されていること。）

あること。

エ 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分を受けたことがない者であること。

オ 原付講習の指導について不正な行為をし、又は原付講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過している者であること。

カ 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過している者、又は現に起訴されていない者であること。